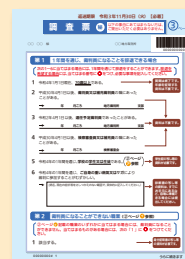


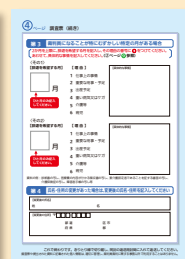
裁判員候補者名簿に 記載された方々へ

- 今回のお知らせは、あなたが令和4年の裁判員候補者名簿に記載され、今後、**裁判員に選ばれる可能性**があることを、あらかじめお伝えするものです。
- 現段階では**まだ裁判員に選ばれたわけではない**ため、**すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。**
 - ・ 今後、裁判所にお越しいただくことになった場合は、改めてご連絡いたします（その場合、令和4年2月ころから令和5年2月ころまでの間に、裁判所にお越しいただくことになります。）。

- 次のページ上部の図を御確認いただき、**該当する方は、令和3年11月30日（火）【必着】までに、同封の調査票の返送をお願いいたします。**（いずれにも該当しない方は返送不要です。）



調査票・表面



調査票・裏面

- ・ 裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆様に参加していただくことに意義のある制度です。皆様の積極的なご参加をお願いします。
- ・ ご不明な点などありましたら、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載のコールセンターにお問い合わせください。

【裁判員候補者名簿に記載されたことについて】

名簿に記載されたことについて、家族や会社の上司に話すことは問題ありません。

ただし、インターネットやSNS等で公表しないようにしてください（裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者名簿に記載されたことを公にすることは法律上禁止されています。）。

